

玄海町立図書館愛称募集要項

1 趣旨

玄海町では、令和9年7月の開館を目指し、「多世代が集まりにぎわう交流拠点型と図書館」をコンセプトとして新たな図書館の整備を進めています。

この新しい図書館が、町民や本町を訪れる多くの方に親しまれ永く利用していただくための愛称を募集します。

2 対象施設

新しい図書館は、既存の町民会館を増改築し、文化ホール、会議室、児童館、共用部などの機能を持つ複合施設内にあります。

今回を募集するのは、図書館のみの愛称です。

所在地	玄海町大字新田 1809 番地 22 玄海町町民会館内
開館時間	午前9時から午後7時まで 金曜日は午後8時まで開館
休館日	・毎月第2・4火曜日（ただし、祝日と重なった場合は、翌日の水曜日） ・国民の祝日（こどもの日・文化の日は開館） ・年末年始（12月29日から1月3日） ・特別整理期間（年1回約1週間）
面積	360㎡から790㎡に増加
蔵書容量	45,000冊から62,000冊に増加

◎新たな図書館の完成イメージ





図書館内



子どもおはなし室

3 新しい図書館のコンセプト

(1) 基本コンセプト

「多世代が集まりにぎわう交流拠点型図書館」

①学びの需要に応える場

静かな空間「静」とにぎやかな空間「動」が調和した図書館機能

②居心地が良く人と交わる場

海が近いロケーションを活かした多世代がゆったりと過ごし交流ができる空間

③利便性の高い場

周辺に集積している町民会館や社会体育館、総合運動場、その他学校施設と隣接していることによる利便性の向上

4 応募資格

次の項目を満たす「個人」であれば、どなたでも応募可能です。なお、応募者は本要項の内容を全て了承したものとします。

(1) どなたでも1人2点まで応募できます。

(2) 応募時点で18歳未満の方は、保護者の同意を得てください。

5 愛称の条件

次の事項を踏まえて、親しみやすくわかりやすい愛称を求めています。

(1) 新しい図書館のコンセプトや玄海町をイメージできるもの。

(2) 原則として、読み仮名にして10字以内のもの。

(3) 漢字、ひらがな、カタカナ、アルファベット又は数字、もしくはこれらを組

み合わせて構成したものであること。ただし、絵文字は不可とする。

(4) 他の名称や商標などに類似していないものであって、町内の施設などの名称や愛称と識別しやすいもの。ただし、特定の企業や人名、祭りなどを容易に連想させるものは不可とする。

(5) 応募者が創作した未発表のもので、第三者の著作権や商標権などを侵害しないものであること。

6 募集期間

令和8年10月1日（木）から令和8年10月30日（金）まで

7 応募方法

次のいずれかの方法で、期間内までに応募してください。

(1) インターネットから応募の場合

次のURL又は二次元コードから応募フォームにアクセスし、必要事項を入力の上、ご応募ください。

・ 応募フォームURL <https://logoform.jp/form/bH8z/1786235>

・ 二次元コード



(2) FAXの場合

応募用紙に必要事項を記入し、次の番号へFAXしてください。

FAX 0955-80-0235

(3) 郵送の場合

応募用紙に必要事項を記入し、封筒に入れて切手を貼り、郵送してください。

なお、令和8年10月30日(金)の消印まで有効とします。

宛先 〒847-1422

玄海町大字新田1809番地6 玄海みらい学園内

玄海町教育委員会 教育課 社会教育係

(4) 持参の場合

応募用紙に必要事項を記入し、以下の応募用紙配布場所までご提出ください。なお、受付は令和8年10月30日（金）17時までです。

- ・ 玄海町教育委員会教育課の事務室（玄海みらい学園 2 階）
- ・ 玄海町町民会館の事務室（玄海町町民会館 1 階）
- ・ 玄海町立図書館（玄海町社会体育館 1 階のロビー）

8 応募用紙の取得方法

(1) 主たる配布場所

- ・ 玄海町教育委員会教育課の事務室（玄海みらい学園 2 階）
- ・ 玄海町町民会館の事務室（玄海町町民会館 1 階）
- ・ 玄海町立図書館（玄海町社会体育館 1 階のロビー）

(2) ダウンロード

町のホームページからもダウンロードできます。

町ホームページ： <https://www.town.genkai.lg.jp/soshiki/11/95744.html>

9 選考方法

(1) 審査

次の項目について事務局（教育課）で審査を行い、愛称候補を選びます。

審査内容

- 項目 1 新たな図書館のコンセプトを意識できているか
- 項目 2 玄海町をイメージできるものになっているか
- 項目 3 親しみやすく、覚えやすいものか
- 項目 4 愛称と提案理由の両方に共感できるか

(2) 協議

上記で選考した愛称候補により、町の関係者で協議の上、最終決定を行い、新しい図書館の愛称として採用します。

10 選考結果の公表等

(1) 公表

採用した愛称は、町のホームページ等で公表します。提案者には、決定の通知を行います。

(2) 副賞

採用した愛称の応募者には、図書館カード（2 万円分）を贈呈します。

11 その他

- (1) 応募方法や募集期間が守られていない場合、応募用紙に必要事項が記入されていない等の不備がある場合は、応募を無効とします。
- (2) 応募時点で18歳未満の方は、必ず保護者の同意を得てください。
- (3) インターネット環境に接続するための通信料や郵送に必要な切手代等、応募に必要な費用は応募者の負担とします。
- (4) 提出された応募用紙は返却しません。
- (5) 採用した愛称に関する著作権、その他一切の権利は玄海町に帰属します。
- (6) 応募者は、応募した愛称に対し、著作権人格権に基づく権利行使を行わないものとします。
- (7) 応募する愛称の制作過程において、著作権、知的財産権及びその他の権利に関わる問題が生じた場合、その責任はすべて応募者にあるものとします。このとき、選定結果の公表後であっても、採用決定を取り消すことがあります。
- (8) 応募者から取得した個人情報は、本事業以外の目的では使用しません。
- (9) 採用した愛称の応募者は、応募に要した個人情報（氏名及び居住する自治体名）について、玄海町が町ホームページ等で公表すること、報道機関を含めた関係者に提供することを認めるものとします。

12 問い合わせ先（事務局）

玄海町教育委員会 教育課 社会教育係

電 話 0955-80-0233

※なお、応募状況や選考状況に関するお問い合わせにはお答えできません。